

2018年5月11日



各 位

会 社 名 高砂熱学工業株式会社
(コード番号 1969 東証第1部)
代 表 者 役職名 代表取締役会長兼社長
氏 名 大内 厚
問合せ先責任者 役職名 取締役常務執行役員
コーポレート本部長
氏 名 原 芳幸
TEL (03) 6369-8215

「株式報酬型ストックオプション制度」の廃止および
「株式報酬制度」の導入に関するお知らせ

当社は、2018年5月11日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。）、委任契約を締結している執行役員（国外居住者を除く。）および委任契約を締結している理事（国外居住者を除く。取締役、執行役員および理事を併せて、以下「取締役等」という。）を対象とする「株式報酬型ストックオプション制度」の廃止および新しい株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議いたしました。

また、同時に、当社の一部の連結子会社3社（日本ピーマック株式会社、高砂丸誠エンジニアリング株式会社および日本開発興産株式会社。以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。）においても、対象子会社の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。以下「対象子会社取締役」という。また、当社の取締役等と併せて、以下「対象取締役等」という。）について、当社の取締役等と同様に、「株式報酬型ストックオプション制度」を廃止し、本制度を導入する予定です。

これに伴い、当社は、本制度の導入に関する議案について、2018年6月26日開催予定の第138回定時株主総会に、対象子会社は、2018年6月開催予定の各対象子会社の定時株主総会（当社と対象子会社の株主総会を併せて、以下「本株主総会」という。）に付議することを予定しております。

記

1. 「株式報酬型ストックオプション制度」の廃止

「株式報酬型ストックオプション制度」については、2011年6月29日開催の第131回定時株主総会においてご承認いただき、現在に至っておりますが、当社は、本株主総会での本制度の導入に関する議案の承認可決を条件として、「株式報酬型ストックオプション制度」を廃止し、新たに株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の付与は行わないことといたします。なお、現在の対象取締役等に付与済みである株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権のうち未行使のものにつきましては、本株主総会での本制度の導入に関する議案が承認可決されること、および、本制度が開始されることを条件として、本制度開始日（2018年10月1日の予定）の前日に、当該対象取締役等において、権利放棄することとし、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイント（下記3.（5）に定める。）を本制度において付与いたします（※）。

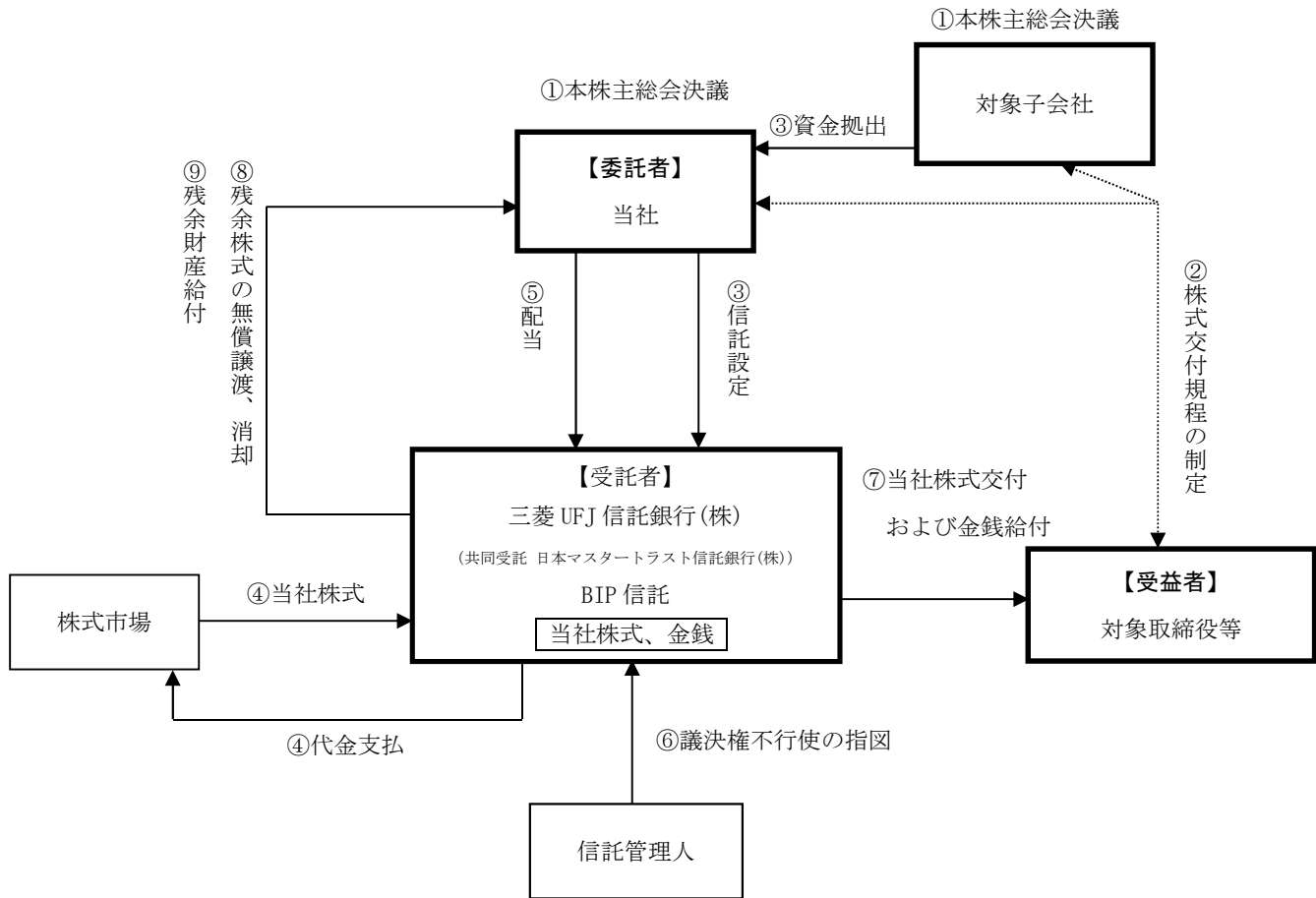
（※） ただし、現在の対象取締役等が、本株主総会の終結後に対象取締役等の地位を喪失する場合には、地位喪失日の翌日から10日以内（10日目の日が営業日でない場合には翌営業日）に限

り、既に付与されたストックオプションとしての新株予約権を行使できるものとし、本制度によるポイントの付与は行わないものとします。

2. 本制度の導入について

- (1) 対象会社は、対象取締役等を対象に、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入いたします（※）。
 - (2) 本制度の導入は、対象会社ごとに、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。
 - (3) 本制度では、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) と同様の役員に対するインセンティブ・プランであり、役位に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を交付および給付（以下「交付等」という。）する制度です。
 - (4) 当社は、本制度の実施のため設定したB I P信託（以下「本信託」という。）の信託期間が満了した場合、新たな本信託を設定し、または信託期間の満了した既存の本信託の変更および追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております。
- (※) 本制度の導入により、対象取締役等の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については「基本報酬」によって構成されます。

3. 本制度の概要



- ①対象会社は、各対象会社の本株主総会において、本制度の導入に関する承認決議を得ます。
- ②対象会社は、各対象会社の取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③対象子会社は、それぞれ①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、対象子会社取締役に対する報酬の原資となる金銭を当社に拠出し、当社は対象子会社から拠出を受けた金銭に、①の当社の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、当社の取締役等に対する報酬の原資となる金銭をあわせて信託し、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とする本信託を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。なお、本信託内の当社株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて、各対象会社で勘定を分けて管理されます。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、本信託の設定後遅滞なく、本制度導入に伴いストックオプションを放棄する対象取締役等に対して、相応分のポイントが付与されます。また、信託期間中、毎年、対象取締役等に対して、一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす対象取締役等に対して、原則として当該対象取締役等の退任時に累積ポイント（下記（5）に定める。以下同じ。）に応じて当社株式等について交付等を行います。
- ⑧信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡

し、当社は取締役会決議によりその消却を行う予定です。

⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

(注)受益者要件を充足する対象取締役等への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、各対象会社は、(対象子会社は当社を通じて)各対象会社の本株主総会決議でそれぞれ承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

(1) 本制度の概要

本制度は、2019年3月31日で終了する事業年度から2021年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度(以下「対象期間」という。)(※)を対象として、役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度となります。

(※)信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間の延長が行われた場合(下記(4)第2段落に定める。以下同じ。))には、以降の各3事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 制度導入手続

各対象会社は、本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限および対象取締役等に付与される1事業年度あたりのポイント(下記(5)に定める。)の上限その他必要な事項を決議します。

なお、信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間の延長を行う場合は、各対象会社は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者(受益者要件)

対象取締役等は以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、原則として退任後、累積ポイントの70%に相当する数の当社株式(単元未満株式については切捨て)については交付を受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中に対象取締役等であること(対象期間中、新たに対象取締役等になった者を含む。)
- ② 対象取締役等を退任していること(退任には、海外赴任により対象取締役等でなくなる場合を含む。以下同じ。)(※)
- ③ 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④ 累積ポイントが決定されていること
- ⑤ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※ 下記(4)第4段落の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の対象者が対象取締役等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して対象取締役等の在任中に当社株式等の交付等が行われることとなります。

※ 信託期間中に対象取締役等が死亡した場合、その時点の累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を、死亡後速やかに当該対象取締役等の相続人が受けるものとします。

※ 信託期間中に対象取締役等が国外居住者となった場合、その時点の累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を、当該対象取締役等が受けるものとします。

(4) 信託期間

2018年8月9日（予定）から2021年8月31日（予定）までの約3年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を当初の信託期間（3年間）と同一期間だけ延長することがあります。この場合、対象子会社は、延長された信託期間ごとに、対象子会社の本株主総会で承認決議を得た信託金上限の範囲内で、対象子会社取締役に対する報酬の原資となる金銭の追加拠出を行い、当社は、対象子会社から拠出を受けた金銭に、当社の本株主総会で承認決議を受けた範囲内で、当社の取締役等に対する報酬の原資となる金銭をあわせて信託し、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了のものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、各対象会社に対応する勘定ごとに、対応する各対象会社の本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

また、信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、対象取締役等に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある対象取締役等が在任している場合には、当該対象取締役等が退任し、当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(5) 対象取締役等に交付等が行われる当社株式等の数

信託期間中の毎年6月1日に、同年3月31日で終了する事業年度（初回は2019年3月31日で終了する事業年度。）における役位に応じて、対象会社ごとに、対象取締役等に一定のポイントが付与されます。対象取締役等には、原則として退任時にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

また、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、本信託の設定後遅滞なく、本制度導入に伴い付与済みの株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を放棄する対象取締役等に対して、放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイントが付与されます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

(6) 本信託に拠出する信託金の上限および1事業年度あたり付与されるポイントの上限

当社は、当初の対象期間において、550百万円（※1）を上限とする金銭に加えて、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として付与されるポイントにかかる株式の取得原資として433百万円を上限とする金銭を当社の取締役等への報酬として拠出することとしており、信託期間内に当社が本信託に拠出する信託金の上限金額はかかる上限額の合計である983百万円（※1）とします。

また、対象子会社は、当初の対象期間において、86百万円（※1）を上限とする金銭に加えて、

株式報酬型ストックオプションからの移行措置として付与されるポイントにかかる株式の取得原資として 79 百万円を上限とする金銭を対象子会社取締役への報酬として拠出することとしており、信託期間内に対象子会社が本信託に拠出する信託金の上限金額の合計は、かかる上限額の合計である 165 百万円（当社分と合わせて、合計 1,148 百万円）（※1）とします。

なお、信託期間の満了時において新たな本信託を設定し、または、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間の延長を行う場合は、信託期間内に当社が本信託に拠出する信託金の上限金額は 550 百万円とし、対象子会社が本信託に拠出する信託金の上限金額の合計は 86 百万円（当社分と合わせて、合計 636 百万円）とします。

（※1）信託金の上限金額は、現在の対象取締役等の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

本株主総会では、当社の取締役等に付与される 1 事業年度あたりのポイントの総数の上限は 119,400 ポイントとして、各対象子会社の取締役等に付与される 1 事業年度あたりのポイントの総数の上限の合計は 18,900 ポイントとして、承認決議を行うことを予定しております。また、かかる 1 事業年度あたり付与されるポイントの総数の上限とは別に、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、当社の取締役等には、144,100 ポイントを上限として別途ポイントが付与され、対象子会社取締役には、26,100 ポイントを上限として別途ポイントが付与される予定です。

当初の対象期間において本信託が取得する株式数（以下「取得株式数」という。）は、かかる 1 事業年度あたり付与されるポイントの総数の上限に信託期間の年数である 3 を乗じた数に、株式報酬型ストックオプションからの移行措置としてポイントの上限 170,200 ポイントを加算した数に相当する株式数 585,100 株（※2）（※3）を上限とします。

（※2）1 事業年度あたり対象取締役等に対して付与されるポイントの総数の上限は、上記の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定されています。

（※3）上記（5）第 3 段落の 1 ポイントあたりの当社株式数の調整がなされた場合、その調整に応じて、取得株式数の上限も調整されます。

（7） 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（6）の信託金の上限金額および取得株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が対象取締役等について定められる累積ポイントに対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、上記（6）の各対象会社の信託金の上限金額および取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

（8） 対象取締役等に対する株式等の交付等の方法および時期

上記（3）の受益者要件を満たした対象取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として退任後、対象取締役等を退任した時点における累積ポイントの 70%に相当する数の当社株式（単元未満株式については切捨て）の交付を本信託から受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。

（9） 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行

使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。なお、信託報酬および信託費用に充てられた後、本信託の終了時に残余が生じた場合には、信託費用準備金を超過する部分については、対象会社および対象取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(11) 本信託の終了時の取扱い

本信託の終了時（上記（４）第４段落の信託期間の延長が行われた場合には延長期間の終了時）に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考) 信託契約の内容

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 対象取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）） |
| ⑤受益者 | 対象取締役等のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 専門実務家であって対象会社と利害関係のない第三者 |
| ⑦信託契約日 | 2018年8月9日（予定） |
| ⑧信託の期間 | 2018年8月9日（予定）～2021年8月31日（予定） |
| ⑨制度開始日 | 2018年10月1日（予定） |
| ⑩議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の上限額 | 1,148百万円（予定）（信託報酬および信託費用を含む。） |
| ⑬株式の取得時期 | 2018年8月10日（予定）～2018年11月30日（予定）
（なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の
5営業日から決算期末日までを除く。） |
| ⑭株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑮帰属権利者 | 当社 |
| ⑯残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金
を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|--|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式
会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき
受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以 上